

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険条例施行規則（平成17年総社市規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び様式の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金の支給手続等) 第20条 略 <u>2 被保険者の出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>条例第4条第1項ただし書の規定により、同項本文に規定する出産育児一時金の額に1万2千円を加算するものとする。</u></u></p> <p><u>様式第7号（第18条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(出産育児一時金の支給手続) 第20条 略</p> <p><u>様式第7号（第18条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第7号 (第18条関係)

(その1)

国民健康保険高額療養費支給申請書

(年 月診療分)

被保険者 記号・番号		区 分	1 一般	2 退職者本人	3 退職被扶養者
被保険者の個人番号					
療養を受けた 被保険者の氏名					
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
療養を受けた病院 ・薬局等の名称 及び所在地	名 称				
	所在地				
療養を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
病院等で支払った金額		円		円	
発症又は負傷の理由		1. 第三者行為 2. 業務上の事故 3. その他		1. 第三者行為 2. 業務上の事故 3. その他	
自己限度額の特例の有無		1. 有 (市県民税非課税世帯)		2. 無 (市県民税課税世帯)	
多数該当の有無		1. 有		2. 無	
支払方法	1. 口座振込 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。(口座情報の記入は不要です。) <input type="checkbox"/> 振込口座を指定します。(口座情報を記入してください。)				
	金融機関名	支店名	種別・口座番号	フリガナ 名義人(世帯主)	
	銀行 信用金庫 農協	本店 支店	普通・当座 No.		
2. 窓口払					
上記のとおり申請します。					
世帯主 住 所 年 月 日 氏 名 総社市長 様 個人番号 <input type="text"/>					
電 話 () -					
<input type="checkbox"/> 高額療養費の支給申請簡素化を希望します。					

保険者記入用	支給決定額	円
--------	-------	---

